

# 月刊基金

Monthly KIKIN 第61巻 第2号

## 2

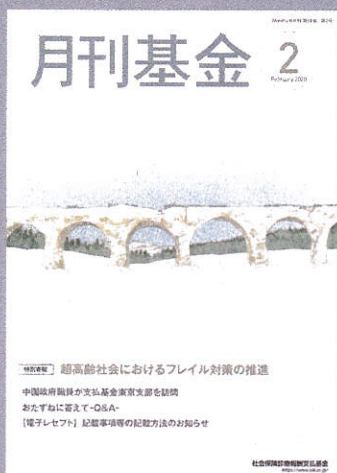
FEBRUARY 2020

### 社会保険診療報酬支払基金 基本理念

#### 私たちの使命

私たちは、国民の皆様信頼される専門機関として、診療報酬の「適正な審査」と「迅速な支払」を通じ、国民の皆様にとって大切な医療保険制度を支えます。

#### 今月の表紙



タウシュベツ川橋梁（北海道）  
表紙イラスト 永吉 秀司

1987（昭和62）年に廃線となった旧国鉄士幌線のコンクリートアーチ橋の一つ。

水位により姿を現わす「幻の橋」として知られます。

夏の間は湖に沈み、限られた季節のみその姿を見ることができます。

## CONTENTS

2

特別寄稿

### 超高齢社会における フレイル対策の推進



東京大学 高齢社会総合研究機構 教授 飯島 勝矢

5

ネットワーク

### 国立保健医療科学院の取組

国立保健医療科学院 院長 福島 靖正

6

### 中国政府職員が支払基金東京支部を訪問

8

### おたずねに答えて-Q&A-

13

医学のはなし 知っておきたい病気の豆知識 連載127回

### 膀胱炎～女性の急性膀胱炎を中心に～

まつもと泌尿器科（兵庫県）院長 松本 修

14

### 診療報酬改定の解説

15

クローズアップ～支払基金の職員を紹介します～

### 適正な業務処理時間を確保して 「職員みんな」を下支えする

広島支部 審査業務部 事業管理課 事業管理第1係長 米田 泰昌

16

### 【電子レセプト】 記載事項等の記載方法のお知らせ

21

### 保険請求の基礎知識

22

医療保険等の動き マンスリーノート

24

支払基金における審査状況（令和元年10月審査分）

26

医療費の動向 診療報酬等確定状況（令和元年10月診療分）

28

支払基金が受託している医療費助成に係る事業内容の更新

29

インフォメーション



# 保険請求の基礎知識

## 事例 歯科

「下顎完全埋伏智歯（骨性）及び下顎水平埋伏智歯に係る加算」の算定について

診療報酬明細書		都道府県番号	医療機関コード	3 ① 社・団 2 公費	3 後期 4 退職	① 単独 2 2併 3 3併	② 本外 4 六外 6 家外	8 高外 0 高外7					
○ (歯科) 令和 2 年 2 月分													
公費負担者 番号	公費負担 医療の受給者番号	被保険者証・被保険者 手帳等の記号・番号		保険者 番号	1098 7()	保険医 療機関 の所在 地及び 名称							
氏名	特記事項	届出	氏名										
1男 4平 5・10・1生		歯科	1男 4平 5・10・1生										
職務上の事由													
傷病名部位	8 骨性完全埋伏歯						診療日	2 年 1 月 29 日					
							診療日数	1 日 ( 日 )					
初診	時間外	休日	深夜	乳	乳・時間外	乳・休日	乳・深夜	特	特導	特連	特地	外来院	点
再診	51 × 1	時間外 ×	休日 ×	深夜 ×	乳 ×	乳・時間外 ×	乳・休日 ×	乳・深夜 ×	特 ×	特導 ×	特連 ×	特地 ×	54
管理・リハ	歯管	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	68
投薬・注射	内服外注	調	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	68
X線検査	全額	枚	色調 ×	P混検 ×	P混検 ×	基本 ×	精製 ×	その他 ×	その他 ×	その他 ×	その他 ×	その他 ×	
	標 ×	×	S塔 ×	顎運動 ×	検査 ×	検査 ×	検査 ×	検査 ×	検査 ×	検査 ×	検査 ×	検査 ×	
	ハ ×	×	EMR ×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
処置・手術	ラ線 ×	保護処置 ×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	抜 ×	感 ×	根 ×	根 ×	加 ×	生 ×	除 ×	F局 ×	除 ×	T.cond ×	歯清 ×		
	眼 ×	地 ×	貼 ×	充 ×	根 ×	充 ×	去 ×	×	×	×	×		
	胸 ×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
	S C ×	+	×	×	+	×	+	×	+	×	+	×	
	SRP 前 ×	小 ×	大 ×	前 ×	小 ×	大 ×	前 ×	小 ×	大 ×	前 ×	小 ×	大 ×	
	PCur 前 ×	小 ×	大 ×	前 ×	小 ×	大 ×	前 ×	小 ×	大 ×	前 ×	小 ×	大 ×	
	抜歯乳 ×	前 ×	+	×	白 ×	+	×	理 1050 × 1	+	100 × 1	切歯	×	1150
	その他												
麻酔	伝麻 ×	浸麻 ×	その他										
補診	×	×	維持管理 ×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
その他													
摘要	公費分 点数	請求 決定	点	合計	1,272								点
	患者負担額 (公費)	円	決定	円									円
	高額療養費	円	一部負担 金額	円	減額 (円)								円
			免除・支払猶予										

「下顎完全埋伏智歯（骨性）及び下顎水平埋伏智歯に係る加算」の算定については、平成30年3月5日付け厚生労働省告示第43号「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」において、次のように示されています。

【告示 平成30年3月5日付け厚生労働省告示第43号】		
別表第二	2 前歯	155点
歯科診療報酬点数表	3 白歯	265点
第2章 特掲診療料	4 埋伏歯	1,050点
第9部 手術	注1及び注2 (略)	
第1節 手術料	注3 4については、下顎完全埋伏智歯（骨性）又は下顎水平埋伏智歯の場合は、100点を所定点数に加算する。	
J000 抜歯手術（1歯につき）	注4 (略)	
1 乳歯		130点

本事例については、「上顎」の骨性完全埋伏歯病名で「下顎完全埋伏智歯（骨性）及び下顎水平埋伏智歯に係る加算」が算定されています。  
平成30年3月5日付け厚生労働省告示第43号に、「4については、下顎完全埋伏智歯（骨性）又は下顎水平埋伏智歯の場合は、100点を所定点数に加算する。」と示されていますので、ご注意ください。



# 【電子レセプト】 記載事項等の記載方法のお知らせ

診療（調剤）報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等については、平成30年3月26日付け厚生労働省通知保医発0326第5号「「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」において、電子レセプトによる請求の場合、別表Ⅰの「レセプト電算処理システム用コード」欄にコードが記載された項目については、平成30年10月診療（調剤）分以降、厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格に基づき、該当するコードを選択することと定められております。

記録に留意いただきたい主な事例を掲載しましたので、請求にあたりご参照ください。

## 【通知 平成30年3月26日付け厚生労働省通知保医発0326第5号】

別添1

別紙1 診療報酬請求書等の記載要領

Ⅱ 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領

第3 診療報酬明細書の記載要領（様式第2）

2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項

(20) 「初診」、「再診」、「医学管理」、「在宅」、「投薬」、「注射」、「処置」、「手術・麻酔」、「検査・病理」、「画像診断」、「その他」及び「入院」欄について

ア 通則

(略)

なお、電子レセプトによる請求の場合、別表Ⅰの「レセプト電算処理システム用コード」欄にコードが記載された項目については、平成30年10月診療分以降、「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格」に基づき、該当するコードを選択して行うこと。

(略)

Ⅲ 歯科診療に係る診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領

第3 診療報酬明細書の記載要領（様式第3）

2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項

(19) (略)

なお、電子レセプトによる請求の場合、別表Ⅰの「レセプト電算処理システム用コード」欄にコードが記載された項目については、平成30年10月診療分以降、「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格」に基づき、該当するコードを選択して行うこと。

(略)

Ⅳ 調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書に関する事項

第2 調剤報酬明細書の記載要領（様式第5）

2 調剤報酬明細書に関する事項

(26) 「加算料」、「調剤基本料」、「時間外等加算」及び「薬学管理料」欄について

ア 通則

(略)

なお、電子レセプトによる請求の場合、別表Ⅰの「レセプト電算処理システム用コード」欄にコードが記載された項目については、平成30年10月調剤分以降、「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格」に基づき、該当するコードを選択すること。

(略)

事例1

月の途中から乳幼児加算（再診料又は外来診療料）を算定しなくなった場合における「摘要」欄への記載について

月の途中から乳幼児加算（再診料又は外来診療料）を算定しなくなった場合における「摘要」欄への記載については、記載要領通知の別表Iに次のとおり示されていますのでご注意ください。

【通知 平成30年3月26日付け厚生労働省通知保医発0326第5号】

別表I 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧（医科）（一部抜粋）

項番	区分	診療行為名称等	記載事項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言
4	A 001	再診料の乳幼児加算	（月の途中から乳幼児加算を算定しなくなった場合） 月の途中まで乳幼児であった旨記載すること。	820100005	月の途中まで乳幼児
7	A 002	外来診療料の乳幼児加算	（月の途中から乳幼児加算を算定しなくなった場合） 月の途中まで乳幼児であった旨記載すること。	820100005	月の途中まで乳幼児

※「記載事項」欄における括弧書は、該当する場合に記載する事項であること。

※「記載事項」欄の記載事項は、特に記載している場合を除き、「摘要」欄へ記載するものであること。

診療報酬明細書  
(医科入院外) 令和 2 年 2 月分 県番: 医科: 1 医科 1 社保 1 単独 4 六外

公負①	公受①	保険者番号	給付割合
公負②	公受②	記号・番号	

区分	特記事項	保険医療機関の所在地及び名称
氏名		
職務上の事由	2女 4平 26.02.17 生	

傷病名	(1) 小指挫創 (2) 創傷感染症	診療開始日	(1) 令 0 2 . 0 2 . 0 5 (2) 令 0 2 . 0 2 . 2 0	転	診療日数	2 日 公① 公②
-----	-----------------------	-------	--	---	------	-----------------

1 1	初診	363 × 1回	363	(11) *	初診料	
1 2	再診	73 × 1回	73	(12) *	乳幼児加算(初診)	363 × 1
	再診	×	回	(12) *	再診料	73 × 1
	外来管理加算	×	回	(40) *	創傷処置(100cm未満)	52 × 2
	診時間外	×	回	※（月の途中から乳幼児加算を算定しなくなった場合） 月の途中まで乳幼児であった旨記載すること。		
	診休日	×	回	電子レセプトにより請求を行う場合、 レセプト電算処理システム用コード (820100005) により「月の途中まで乳幼児」を記録する。		
	深夜	×	回			
1 3	医学管理					
	往診		回			
1 4	夜間		回			
	在宅患者訪問診療		回			
	在宅その他		回			
	薬剤					
2 0	21 内服薬剤		単位			
	22 注射薬剤		単位			
	23 外用薬剤		単位			
	24 調剤		回			

療養の給付	請求点	※ 決定点	一部負担金額	円
公①	540			
公②				

※高額療養費 円 ※公費負担点数① 点 ※公費負担点数② 点



事例2

特定薬剤治療管理料1を算定する場合の「摘要」欄への「記載事項」について

特定薬剤治療管理料1を算定する場合の「摘要」欄への「記載事項」については、記載要領通知の別表Iに次のとおり示されていますのでご注意ください。

【通知 平成30年3月26日付け厚生労働省通知保医発0326第5号】

別表I 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧（医科）（一部抜粋）

項番	区分	診療行為名称等	記載事項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言
65	B 001 の2	特定薬剤治療管理料1	<p>「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第1部B 001の2特定薬剤治療管理料の(1)のアの(イ)から(ソ)まで及びオに規定するものの中から、該当するものを選択して記載すること。</p> <p>また、初回の算定年月を記載すること。ただし、抗てんかん剤及び免疫抑制剤以外の薬剤を投与している患者について4月目以降の特定薬剤治療管理料1を算定する場合又は抗てんかん剤若しくは免疫抑制剤を投与している患者について特定薬剤治療管理料1を算定する場合には、初回の算定年月の記載を省略して差し支えない。</p>	820100046	(イ) 心疾患患者でジギタリス製剤を投与
				820100047	(ロ) てんかん患者で抗てんかん剤を投与
				820100048	(ハ) 気管支喘息等の患者でテオフィリン製剤を投与
				820100049	(ニ) 不整脈の患者に対して不整脈用剤を継続的に投与
				820100050	(ホ) 統合失調症の患者でハロペリドール製剤等を投与
				820100051	(ヘ) 躁うつ病の患者でリチウム製剤を投与
				820100052	(ト) 躁うつ病又は躁病の患者でバルプロ酸ナトリウム等を投与
				820100053	(チ) 臓器移植術を受けた患者で免疫抑制剤を投与
				820100054	(リ) 留意事項通知に規定する患者でシクロスポリンを投与
				820100055	(ヌ) 若年性関節リウマチ等の患者でサリチル酸系製剤を継続投与
				820100056	(ル) 悪性腫瘍の患者でメトトレキサートを投与
				820100057	(ヲ) 留意事項通知に規定する患者でタクロリムス水和物を投与
				820100058	(ワ) 留意事項通知に規定する患者でトリアゾール系抗真菌剤を投与
				820100059	(カ) 片頭痛の患者でバルプロ酸ナトリウムを投与
				820100060	(ヨ) イマチニブを投与
				820100061	(タ) 留意事項通知に規定する患者でエベロリムスを投与
				820100062	(レ) リンパ脈管筋腫症の患者でシロリムス製剤を投与
820100063	(ソ) 腎細胞癌の患者で抗悪性腫瘍剤としてスニチニブを投与				
820100391	オ 留意事項通知に規定する患者で抗生物質等を数日間以上投与				

診療報酬明細書

(医科入院外)

令和 2 年 2 月分 県番 :

医コ :

1 医科 1 社保 1 単独 2 本外

一		一	
公費①		公費①	
公費②		公費②	

保険者番号		給付割合	
記号・番号			

区分		特記事項	
氏名	1男 4平 05.12.15 生		
職務上の事由			

保険医療機関の所在地及び名称

傷病名	(1) てんかん	診療開始日	(1) 平 25.02.21	転帰		診療実日数	1 日
1 1	初診	×	回				
1 2	再診	73 ×	1 回	73			
	外来管理加算	52 ×	1 回	52			
	時間外	×	回				
	診休日	×	回				
	深夜	×	回				
1 3	医学管理			470			
	往診		回				
1 4	夜間		回				
	在宅患者訪問診療		回				
	在宅患者訪問診療		回				
	在宅患者訪問診療		回				
2 0	21 内服薬剤	35 単位		140			
	22 内服薬剤	9 × 1 回		9			
	23 外用薬剤						
	25 処方	42 × 1 回		42			
	26 麻毒		回				
	27 調基	8 × 1 回		8			
3 0	3 1 皮下筋肉内		回				
	3 2 静脈内		回				
	3 3 その他		回				
4 0	処置		回				
5 0	手術・麻酔		回				
6 0	検査		回				
7 0	画像診断		回				
8 0	その他	×	回				

(12) *	再診料	73 ×	1
*	外来管理加算	52 ×	1
(13) *	特定薬剤治療管理料1	470 ×	1
*	(初回:平成25年3月15日)		
(21) *	デバケンR錠200mg	3錠	4 × 35
*	調剤料(内服薬・浸煎薬・屯服薬)		9 × 1
(25) *	処方料(その他)		42 × 1
(27) *	調基(その他)		8 × 1

※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第1部B001の2特定薬剤治療管理料の(1)のアの(イ)から(シ)まで及びオに規定するものの中から、該当するものを選択して記載すること。  
また、初回の算定年月を記載すること。  
(以下、略)

電子レセプトにより請求を行う場合であって、てんかん患者に抗てんかん剤を投与した場合、レセプト電算処理システム用コード(820100047)により「(ロ) てんかん患者で抗てんかん剤を投与」を記録する。

請求点	794	※決定点		一部負担金額	円
公費①				※高額療養費 円	※公費負担点数① 点
公費②					※公費負担点数② 点

事例3

70枚を超えて湿布薬が処方されている処方箋に基づき調剤を行った場合の「摘要」欄への「記載事項」について

70枚を超えて湿布薬が処方されている処方箋に基づき調剤を行った場合の「摘要」欄への「記載事項」については、記載要領通知の別表Iに次のとおり示されていますのでご注意ください。

【通知 平成30年3月26日付け厚生労働省通知保医発0326第5号】

別表I 調剤報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧（一部抜粋）

項番	区分	調剤行為名称等	記載事項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言
15	-	70枚を超えて湿布薬が処方されている処方箋に基づき調剤を行った場合	70枚を超えて湿布薬が処方されている処方箋に基づき調剤を行った場合は、処方医が当該湿布薬の投与が必要であると判断した趣旨について、処方箋の記載により確認した旨又は疑義照会により確認した旨を記載すること。	820100377 820100378	処方箋記載により確認 疑義照会により確認

調剤報酬明細書 令和 2 年 2 月分

都道府県番号 薬剤コード

4 調剤	1 社保	1 単独	2 本外
------	------	------	------

公費① 公費②

氏名 2女 3昭 52. 2. 2 生

職業上の事由

保険 1 基金 太郎 6

診療所 記載省略

調剤報酬点数

調剤	調剤料	薬剤料	加算料	公費分点
数量	点	点	点	点
1	10	455		

【外用】  
〇〇湿布 10cm×14cm 150枚  
1日3枚50日分

※ 70枚を超えて湿布薬が処方されている処方箋に基づき調剤を行った場合は、処方医が当該湿布薬の投与が必要であると判断した趣旨について、処方箋の記載により確認した旨又は疑義照会により確認した旨を記載すること。

電子レセプトにより請求を行う場合、以下に掲げるレセプト電算処理システム用コードのうち、該当するコードを選択する。  
(820100377) 処方箋記載により確認  
(820100378) 疑義照会により確認

省略

摘要欄

請求点	1,030	決定点		一部負担金	円	調剤基本料	点	時間外等加算	点	薬学管理料	点
						基A				薬C 1	
						42					53